

「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、 学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいた ご意見に対する京浜河川事務所の考え方

本資料は、「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいたご意見に対する京浜河川事務所の考え方を示したものです。なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに京浜河川事務所の考え方を示しております。このため、ご意見を提出いただいた方が指定した章節と、京浜河川事務所の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 京浜河川事務所

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
1.1 多摩川の流域及び河川の概要	1	・自然環境は、地域固有の自然の保全と利用というのが生物多様性保全の根底に流れるものなので、沿革の記載を充実させてほしい。	・ご意見については、縦断区間別で河道特性に応じた動植物の生息・生育・繁殖状況を記載しております。下流部において動植物の生息・生育・繁殖状況を追記しました。
	2	・人文歴史文化系の記述が極めて少ない。万葉集等の記述が唐突に入っている印象を受けるので、再考してほしい。	・ご意見を踏まえ、「歴史的にみれば、多摩川の流域には旧石器時代以来の遺跡が数多くあり、人びとのくらしが多摩川と密接な関係にあったことが分かる。奈良時代には「万葉集」に詠まれ、江戸時代には浄瑠璃や歌舞伎の演目として人気を博した「神霊矢口渡」の舞台になるとともに、歌川広重の錦絵「東海道五十三次」に描かれたりするなど、文化にも深く関わっている。」旨に修文しました。
1.2 治水の沿革	3	・気象庁気象研究所による和元年東日本台風の大雨への気候変動寄与率が11%と記載されているが、既往研究からの引用であれば出典を明示してほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和2年(2020年)12月の気象研究所と(一財)気象業務支援センターが発表した「近年の上昇が令和元年東日本台風に与えた影響」と出典を追記しました。
	4	・数年前から取り組まれている流域治水の記載が少ないので、位置づけを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和2年(2020年)7月に、社会資本整備審議会より「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。そのなかで、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」へ転換し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示されたことを踏まえ、多摩川においても、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留および浸透機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進するため、」旨、多摩川における流域治水に関する経緯・位置づけを追記しました。
1.4 河川環境の沿革	5	・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「人と河川との豊かな触れ合い活動の場は、水辺ならではの風景や清々しさ、歴史的・文化的資源や行事・催事など、その河川や地域の特徴を活かして行えるようにすることが重要である」旨に追記しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
1.4 河川環境の沿革	6	・民間企業による河川空間での活動へ参画している背景が分かりづらいので、記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「近年、ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を受けて民間企業の環境に対する意識が高まってきており、多くの企業が 地域住民や河川管理者と連携し、外来種の駆除や清掃活動を実施するなどの環境保全活動を行っている。」旨に追記しました。
1.5 令和元年東日本台風による洪水で生じた現象	7	・令和元年東日本台風における平瀬川での被害の状況を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「平瀬川と多摩川との合流部付近において、平瀬川沿川に浸水被害が生じた」旨に追記しました。
	8	・令和元年東日本台風における河川環境への影響を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、令和元年東日本台風による河川環境に関するモニタリング結果を基に、出水の影響による動植物への影響について追記しました。
2.1 令和元年東日本台風による洪水で明らかになった課題	9	・平瀬川の整備が進められているが、整備が終わるまでは大変危険な状況なので、注意喚起の方策を記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「地域及び関係機関との連携の下で、流域の貯留・浸透機能および遊水機能の確保・向上や、現地明示等によるリスク情報の周知、円滑な水防・避難行動のための状況把握、情報伝達体制等の充実を図る必要がある。」旨に修文しました。
2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	10	・下流部での高規格堤防による超過洪水対策を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「超過洪水対策として高規格堤防整備事業を実施している」旨を修文するとともに、「令和7年(2025年)3月時点で、整備区間延長約15.3kmに対して、整備済延長約2.8km(17箇所)、事業中延長約0.2km(1箇所)となっている」旨、整備状況を追記しました。
	11	・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的としている「多摩川流域協議会」を活用し、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	12	・「流水の正常の機能の維持」の現状と課題を追加してほしい。	・ご意見を踏まえ、過去10年間の流況と既得水利の状況等を追記するとともに、「中上流部から下流部においては、河川流量に占める下水処理水の割合が高い現状を踏まえると、東京都の将来の水需要と、それに伴う多摩川に還流される下水処理水量の動向を注視していく必要がある」旨、現状を踏まえた課題を追記しました。
2.4 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	13	(2) 自然環境 河川環境を構成する自然環境(動植物)の記載内容が1章と重複しており、他の記載内容との分量のバランスをとってほしい。	・ご意見を踏まえ、「2.4(2) 自然環境」に記載している内容について、「1.1多摩川の流域及び河川の概要」において記載している内容と重複している内容については削除し、修文しました。
	14	(2) 自然環境 ・「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブックから」等重要種の掲載種数は、「学術上重要な種類」や「希少性の観点から重要な種類」等の注記を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、表2-7のタイトルを「多摩川・浅川等の「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」等重要種確認数」に修文しました。
	15	(3) 河川空間の利用 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題として、「川の通信簿において、水辺へのアクセスのより一層の向上や、樹木繁茂による河川景観への影響改善への意見が出ている」や「沿川自治体からは、河川とまちづくりのおり一体的な整備についての期待が寄せられている」旨、具体的に追記しました。
2.5 河川維持管理の現状と課題	16	・大規模水害発生時のアクセス性と排水の現状を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「事前の備えとして、洪水時の氾濫状況に応じて想定される排水ポンプ車の作業箇所やアクセスルートなどを具体的に示した排水作業準備計画を作成しているが、その運用にあたっては関係機関(関係自治体、道路管理者、排水施設管理者)との連携が不可欠であり、課題の抽出と対応策を関係機関と共有して計画の見直しを行い改善していく必要がある。」旨、現状を追記しました。
	17	・ハザードマップに関連して、京浜河川事務所が多段階浸水想定区域図と水害リスクマップを作成したことを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「令和4年8月に公表した大臣管理区間からの氾濫のみを示した様々な規模の洪水浸水想定(多段階浸水想定区域図)や水害リスクマップを大臣管理区間以外の河川氾濫や下水道等の内水氾濫も考慮した図を作成・公表」した旨に追記しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
2.6 今後取り組むべき課題	18	(1) 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題 ・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「今後は、「多摩川流域協議会」を活用し、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる」旨に修文しました。
	19	(2) 気候変動適応策の推進 ・気候変動による水循環の変動性の高まりや水利用の社会経済的な変化や必要性を含めて、利水の面での記載を増やしてほしい。	・ご意見を踏まえ、「今後の地球温暖化などの気候変動の影響により、地域によっては水供給の安全度が一層低下する可能性があることも踏まえて、異常渇水等による厳しい事象を想定した危機管理の準備をしておくことが必要である」旨に修文しました。
	20	(4) 治水と環境と利用が調和した川づくり ・項目と記載内容に齟齬があるので、記載内容に併せて修正されたい。	・ご意見を踏まえ、本文の内容に沿ったとなるよう、項目名を「土砂動態を踏まえたこれまでの河道管理の取組・成果と課題」に修正しました。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	21	・治水と動植物のみが両立とされているので、本来の自然環境の概念にある「景観」や「人と自然のふれあい」や「水質」の項目も並列で、記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「治水安全度の向上を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境、水を基調としたダイナミズムを感じさせる良好な景観、自然と共生した人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出を目指す。」旨に修文しました。
4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	22	・下流側で堤防決壊を防ぐ高規格堤防の整備とともに、激しい流れのところの堤防を強化する必要があることを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる構造とし、沿川の土地利用と一体となって水辺に親しむまちづくりが可能となる高規格堤防の整備を行う。この整備に当たっては沿川自治体等と連携を図る」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	23	・正常流量や適正な水利用の目標達成の確保について記載を増やしてほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和5年(2023年)3月の多摩川水系河川整備基本方針の変更において、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量について、動植物の生息地又は生育地の状況、景観等を考慮し、石原地点では、かんがい期は概ね12m³/s、その他の期間は概ね10m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量として設定しており、本計画においては、これらの流量を確保するよう努める」等、修文しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	24	・生物多様性の表現に、絶滅危惧種を組み込んでほしい。	・ご意見を踏まえ、「生物多様性の観点から、保全優先度の高い絶滅危惧種、学術上または希少性の観点から重要な種、注目すべき種を含めた動植物の多様な生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る」旨に追記しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	25	・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス性含む)を具体的に記載してほしい。 ・アクセス通路の確保は、教育・調査活動に配慮した計画を追記してほしい。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の水辺ならではの風景や自然環境を楽しめるよう、歴史的・文化的資源や行事・催事など、多摩川や地域の特徴を生かして水辺空間の拠点、アクセス通路、散策路等の整備を推進する。その際には、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、活動の背景となっている良好な景観や自然環境の保全を考慮し、環境学習などの教育的な観点、調査活動およびユニバーサルデザインに配慮する」旨に修文しました。
	26	・表-4-3-1 河川環境区分毎の代表区間で整理されている「代表区間における主な環境」において、中下流部周辺しか、「アユやマルタ等の回遊魚類」の記載がない。アユは、海から上流まで上がる魚として他の区分にも記載をした方がよい。	・ご意見を踏まえ、表-4-3-1において、中上流部周辺に「アユ・ウキゴリ等の回遊魚類が利用する流水の縦断連続性(魚道)」と追記しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	27	・環境目標の評価の原点の面積と新たに創出する面積の定義がわかるように表現の適正化を図ってほしい。	・ご意見を踏まえ、「環境の保全・創出にあたっては」を「動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出にあたっては」に修文しました。 ・「平成27年(2015年)の11haを保全しつつ新たに7haを創出する」と、平成27年時点の保全面積と新たに創出面積が明確になるように修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	28	・季節的な取り組みで構わないので、魚類を少しでも増殖させるために、アユが産卵しやすいように砂利を入れたり、平瀬の改良などを記載してほしい。 ・連続する瀬・淵の保全を図ることから、河道掘削で掘り出された玉石等を利用した魚類の生息環境の創出を図るなど、具体的な保全対策を表現してほしい。	・ご意見を踏まえ、「必要に応じて魚道付近の河道正整等により対策を講じるとともに、河道環境については、河道掘削の際に安全性や景観に十分に留意しつつ、必要に応じて 浅場の河床 が浮き石となる様に重機による河床耕転を行うなどにより、質の向上を図る」旨に修文しました。
5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	29	・河口部のヨシ原における営巣について施工時期を配慮してほしい	・ご意見を踏まえ「設計、施工、維持管理の各段階で、河川環境情報図などを踏まえて、必要に応じて市民団体等との意見交換をしつつ、河川環境の整備と保全を実施する」旨に修文しました。 ・また、工事着手前には専門家の意見を伺い、時期等に配慮した施工に努めます。
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	30	(3) 高潮対策 ・高潮と津波の関係について、高潮対策に包含されるという言葉でも良いので、津波について触れてほしい。	・ご意見を踏まえ、項目を「高潮・津波対策」とし、定性的な表現を補記しました。
	31	(7) 支川合流点処理 ・水害リスクが高い箇所は、谷沢川以外にも三沢川も例示してほしい。	・ご意見を踏まえ、三沢川も追記しました。
5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	32	・水循環の視点から、流域総合水管理の観点を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「流域の治水・水環境・水循環を一体的に管理する流域総合水管理の取組の一環として引き続き推進する」旨を追記しました。
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	33	(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出 ・中上流部においても回遊魚類を記載してほしい。	・ご意見の趣旨について、中上流部周辺においても、「中上流部周辺及び上流部周辺においても、海と河川を行き来するアユ・ウキゴリ等の回遊魚類が生息・繁殖の場になっていたり」と回遊魚類を追記しました。
	34	(3)人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス、拠点、それをつなぐ散策路)を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「現状における水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の見える化を行い、関係機関との連携のもとで、水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の整備を行う。」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
5.2.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減に関する事項	35	(6)河川等における基礎的な調査及び研究 ・流送土砂の把握(流域総合土砂管理)が課題として残っていることを考えてほしい。 ・多摩川の土砂供給は、河川内の高水敷が削られていて下流に運ばれているため、治水と環境を一緒に考えるべき。	・ご意見を踏まえ、6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策」において、「水流や取排水、土砂収支の定量的な把握を通じて水循環や土砂動態に関する課題とその要因等を把握」する旨を修文するとともに、5.2.1(6)河川等における基礎的な調査及び研究において、「樹木の繁茂状況、土砂動態、河床の変化、河床材料等についても必要に応じて継続して調査・分析を行う」旨に修文しました。
	36	(7)地域における防災力の向上 ・ハザードマップに関連して、京浜河川事務所で多段階浸水想定区域図と水害リスクマップを作成したことを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、7) 水害リスク情報の評価・共有・発信において、「土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、単一の規模の洪水だけでなく想定最大規模までの様々な規模の洪水浸水想定(多段階浸水想定区域図)や水害リスクマップを作成し、提示する」旨に修文しました。
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	37	(2) 自然環境の保全 ・河川環境は進捗状況を確認する項目がないので、目標に対するモニタリングを記載してほしい。 ・頻繁に現状把握と目標の修正を行える柔軟性を持った計画としていただきたい。	・ご意見を踏まえ、「動植物の生息・生育・繁殖環境の場の創出の目標達成に向けた進捗確認に当たっては、従来の河川管理者によるモニタリング手法等を効果的に組み合わせるとともに、関係機関や市民団体等と連携して状況把握を行う。創出した場の質についても、各分野の学識経験を有するアドバイザーに意見を伺いながらモニタリングを実施する。動植物の生息・生育・繁殖の場やその質が長期的、広域的に目標とする水準を下回る場合には、河道の特性等を再度検証した上で、必要な対応を実施する」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	38	(6) 環境教育の推進 ・イベントの参加者の関心と関係なく、困難な点を聞き取り、ニーズに合わせた対応をお願いしたい。	・ご意見を踏まえ、「水辺の楽校プロジェクトの継続性確保については、主催する活動メンバーの高齢化や担い手が確保できないなどが課題に対して、活動団体の実態やニーズを把握し、河川管理者や関係自治体との協働のもとで、市民と河川環境のふれあいに関するイベントを実施することを通じて、多くの人が水辺に触れ合う機会を提供し、水辺環境に関心を持つ人を増やしていく。」旨に修文しました。
	39	(7) 人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス性含む)を具体的に記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、その活動の背景となっている自然環境や景観などの河川環境自体の保全を図りつつ、自然環境を活かした人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全を図る」旨に修文しました。
6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策	40	・水循環の視点から、流域総合水管理の観点を記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、流域における森林の生育状況や山地斜面の崩壊、またはそれらに対する保全対策等による土砂動態の変化、渇水や緊急時の水融通に向けた備えの強化等に対し、水循環基本法の理念や流域総合水管理の概念等を踏まえながら、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び周辺地域を視野に入れた総合的な河川管理が必要である」旨に修文しました。
	41	・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「流域治水を進めるに当たっては、「多摩川流域協議会」を活用」する旨に修文しました。
6.2 地域住民、関係機関との連携・協働	42	・カーボンニュートラルの観点を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、堰等の横断工作物について、再生可能エネルギーの活用等の新たな利活用により水の恵みの最大化が期待できる場合に、「温室効果ガス排出の削減につながる」と追記しました。
その他		・誤記(誤謬・脱漏)は修正すべき。	・誤字、脱字の修正を行いました。